

第9章 みはら資源の保存と活用の推進体制

1 推進主体

みはら資源の保存・活用を推進するためには、文化課と庁内関係部署などの「行政」や「所有者」、「市民・団体」、「専門家」が連携して、みはら資源の保存と活用を推進する必要があります。次のような主体が想定されます。

(1) 行政（三原市ほか）

市の文化財に関する手続きなどの業務は文化課が所管していますが、それ以外のみはら資源に関する業務は、関係する庁内関係部署が所管しています。指定などの調査や文化財保存・活用の事業は、所有者、三原市文化財保護審議会、文化庁、広島県、庁内関係部署、大学、専門機関などの協力を受けながら進めています。

今後これらの団体と連携を深め、取組を広げることが必要です。

(2) 所有者

みはら資源の所有者や管理者に関しては、保存・活用について理解が深まるよう啓発を進めます。また、積極的に公開することで、みはら資源が持つ価値に対する市民の理解を深める活動を進めます。

併せて、支援制度の利用やボランティアなどの活用、また、現状や直面している課題について、積極的な情報共有を行います。

(3) 市民・団体

保存・活用の推進には市民との協働が不可欠であり、協働体制づくりに取り組みます。

市内には、みはら資源に関わり各地域で活動する団体や住民組織が数多くあります。こうした団体が横断的な情報共有を行い、互いに支えあい、助言・協力を行うことのできる体制をつくる必要があります。市民や団体に対し、住民組織などによる保存・活用の取組やボランティア活動への参加を促すことも必要です。

(4) 専門家

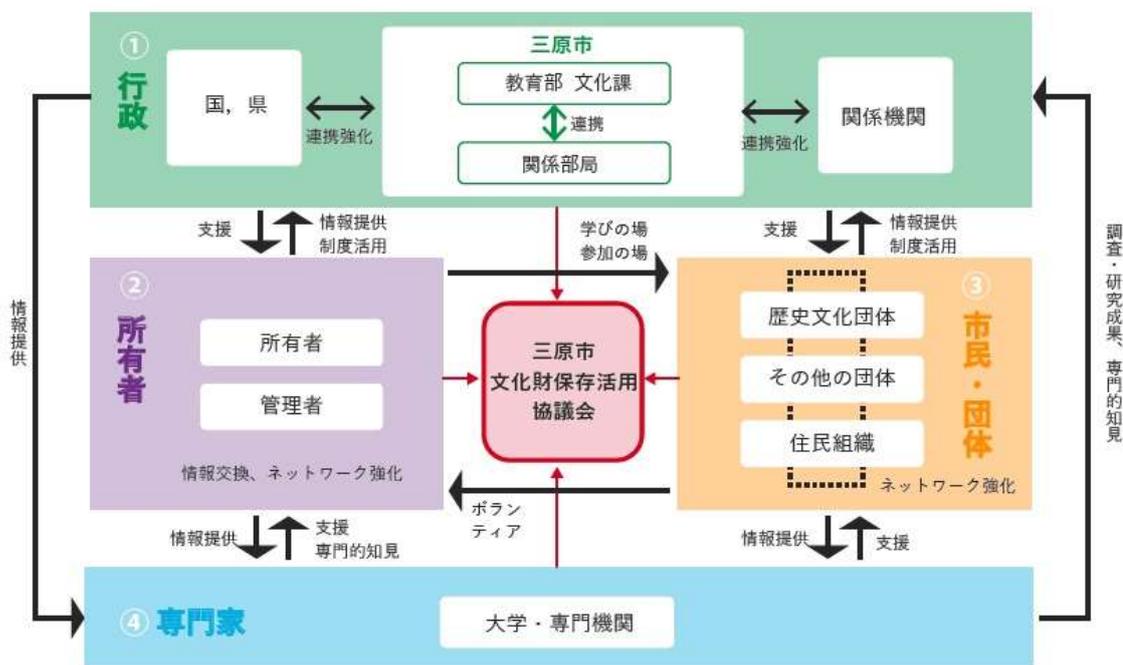
保存・活用の推進には、大学や専門機関と協働し、専門家の参画を得ることも不可欠です。

これまでも大学などの高度な専門機関と連携を行い、調査、研究・活用に取り組んできましたが、今後も継続していくことが必要です。そのためには、市が橋渡しを行い、地域と専門家をつなげることも必要です。

表 内訳（組織名称は令和5年8月現在）

(1) 行政
三原市
<p>教育部 文化課（職員12名 うち専門職員5名） （文化財係） 文化財の保存・活用、文化財保存活用協議会、歴史民俗資料館（三原・久井）</p> <p>教育部 生涯学習課（学習施設係・企画振興係） 公民館・コミュニティセンター・生涯学習</p> <p>教育部 学校教育課（教育指導係） 教育課程・教育指導、「きょうど三原」作成</p> <p>経営企画部 地域企画課（地域振興係） 協働のまちづくり、住民組織</p> <p>経営企画部 広報戦略課（シティプロモーション推進係） ふるさと納税、シティプロモーション</p> <p>保健福祉部 保健福祉課（健康増進係） 健康増進</p> <p>生活環境部 生活環境課（環境政策係・市民生活係） 環境政策、みはらし環境会議、ヒョウモンモドキ、地域公共交通</p> <p>経済部 商工振興課 中心市街地活性化、商工団体との連携</p> <p>経済部 観光課（観光企画係・観光振興係） 観光戦略プラン、地域連携DMO支援、観光協会との連携</p> <p>都市部 都市開発課（計画係） 都市計画、魅力あるまちなみづくり事業</p> <p>消防本部 予防課 防火査察、火災予防</p>
国・県
<p>文化庁</p> <p>広島県教育委員会 管理部 文化財課</p> <p>広島県立歴史民俗資料館</p> <p>広島県立歴史博物館</p> <p>広島県立文書館</p>
市審議会等

三原市文化財保護審議会 三原城跡保存整備委員会 三原市歴史民俗資料館等運営協議会
(2) 所有者
有形の文化財の所有者・管理者 無形の民俗文化財の保存会
(3) 市民・団体
商工・観光団体
三原商工会議所 三原臨空商工会 一社) 三原観光協会 本郷町観光協会 三原市大和町観光協会 ㈱まちづくり三原 ㈱空・道・港 (DMC)
歴史文化団体
歴史文化を対象・テーマとして活動している市民団体・地域団体 広島歴史資料ネットワーク
その他の団体
まちづくりなどに関連して活動している市民団体・地域団体
(4) 専門家
大学・専門機関
国立大学法人広島大学 広島県公立大学法人県立広島大学 国立文化財機構文化財防災センター 国立文化財機構奈良文化財研究所



連携体制の図

2 連携体制

みはら資源の保存・活用のためには「行政」、「所有者」、「市民・団体」、「専門家」が相互に、情報提供や支援、参加を行う必要があります。

本地域計画の作成や実施、変更について協議を行う「三原市文化財保存活用協議会」では、保存・活用を推進するための具体的な事業内容について、今後、分科会や連絡会議などを立ち上げ個別に協議などを行う必要があります。

3 計画の進捗管理

本地域計画の進捗管理や計画変更のために、三原市文化財保存活用協議会を定期的で開催します。PDC Aサイクルマネジメントによる進捗管理を行い、円滑かつ着実な取組の実施を推進していきます。本地域計画に基づき、各主体が行った取組 (Do) について同協議会に報告し、進捗状況の確認を行います (Check)。同協議会で方針・措置の妥当性の判断や改善策を検討し (Action)、必要に応じて計画を再検討し (Plan)、取組を展開、充実していきます。

併せて、文化課が中心となり、庁内関係部署とも連携して情報共有を図っていくとともに、積極的な情報発信を行っていきます。

